

# 2020年4月 改正健康増進法が全面施行されます!!

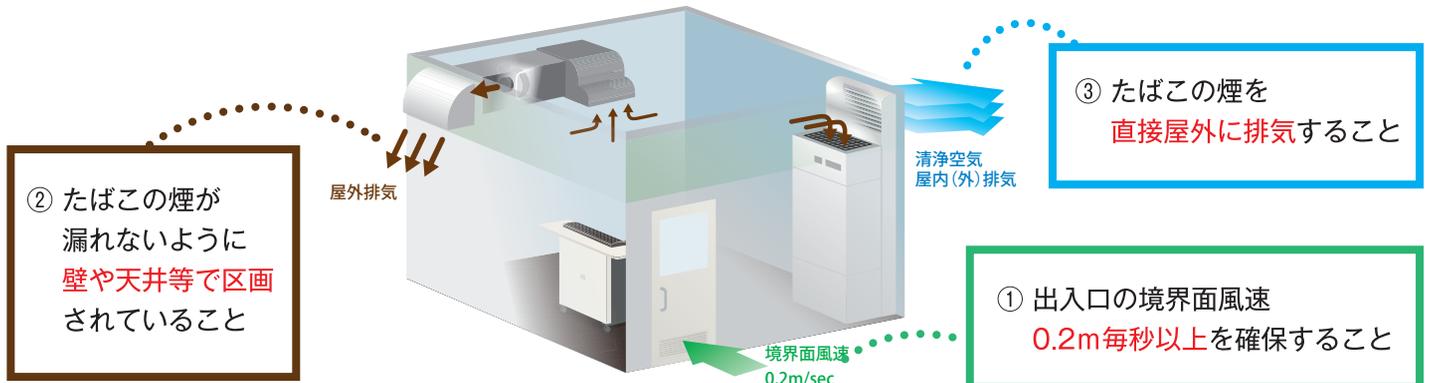
## 改正健康増進法について

2018年7月に健康増進法が改正され、原則**屋内禁煙**に!

ただし、条件次第では、各種喫煙室(専用室、可能室、加熱式たばこ専用室、目的室)の設置が可能です!!



### 1 喫煙専用室の設置条件とは?



### 2 直接屋外へ排気できない場合、どうなるの?

喫煙専用室の条件①～③が事情により満たせない場合、室内排気基準に合致した脱煙装置を使用することで、屋内排気が認められる場合があります。

例えば...

① 建物の構造上、新たにダクトを通すことが難しい...



② ダクト工事の費用がかさむ...



③ 建物の所有者からダクト工事の許可をもらうことが難しい...



上記のような場合、認められる可能性が高いです!!

### 3 では、屋内排気が認められる脱煙装置の性能基準は?

たばこの煙が浄化されて

- ① 総揮発性有機化合物(TVOC)の除去率が95%以上であること
  - ② 室外に排気されたときの浮遊粉じんの量が0.015mg/m<sup>3</sup>以下であること
- ...が条件です!



### 4 排気性能の確認・維持のため、定期的な性能評価が必要です!

脱煙装置を**新規設置**もしくは**変更**した場合には、性能評価をする必要があります。

また、脱煙装置の使用状況によって機器性能が下がり、設置基準を満たさない状態で脱煙装置を稼働しないように、**継続的に性能評価を行う**ことが必要です。定期的な性能評価は当社におまかせください。

#### 一般用風速計



厚労省では、JIS T 8202に準拠した一般風速計を用いることを推奨しています。

#### 携帯型揮発性有機化合物モニター



分解能1ppb以上を有する携帯型揮発性有機化合物モニターを使用します。

#### デジタル粉じん計



公的機関により校正された相対濃度計(デジタル粉じん計)を使用します。